

# 2021 年度 自己点検・評価報告書

法務研究科評価分科会

2022 年 3 月

## 基準 1 理念・目的

- ・ 学部・研究科の目的を適切に設定しているか。
- ・ 学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

【1】2020年度の自己点検・評価および外部評価で課題となった事項
-----------------------------------

なし。
-----

【2】2021年度の方針・改善計画（および中期的な改善計画）
--------------------------------

なし。
-----

【3】2021年度の方針・改善計画（および中期的な改善計画）
--------------------------------

なし。
-----

## 基準 4 教育課程・学習成果

- ・ 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。
- ・ 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。
- ・ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。
- ・ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。
- ・ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。
- ・ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。
- ・ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【1】2020年度の自己点検・評価および外部評価で課題となった事項
-----------------------------------

・法学部法曹コースの設置及び2023年度実施予定の司法試験在学中受験に対応するための新カリキュラム（教育課程）を審議・検討のうえ、2021年度カリキュラムを策定すること。
---

【2】2021年度の方針・改善計画（および中期的な改善計画）
--------------------------------

1 法学部法曹コースの設置及び2023年度実施予定の司法試験在学中受験に対応するための2021年度カリキュラムは、以下のとおり改訂した。
--

また新カリキュラム策定に対応して、大学院学則における法務研究科法務専攻の授業科目及び配当単位数並びに履修方法は、学則別表(13)法務研究科法務専攻専門科目表のとおり改正されている(学則第16条第1項)。

		1セメ(春)	2セメ(秋)	3セメ(春)	4セメ(秋)	5セメ(春)	6セメ(秋)	
法律基本科目群 (必修32科目 16単位)	公法系 (必修8科目 16単位)	憲法(10)	憲法Ⅰ④ (基本的人権)	憲法Ⅱ② (憲法総論・統治機構論)	憲法Ⅲ② (判例演習)	憲法Ⅳ② (判例演習)		
	行政法(6)		行政法② (行政法全般)	行政法Ⅰ② (判例演習)	行政法Ⅱ② (判例演習)			
	民事系 (必修17科目 35単位)	民法(19)	民法Ⅰ② (民法総論)	民法Ⅱ② (債権総論)	民法Ⅲ③ (民法総論・物権法・担保物権法・判例演習)	民法Ⅳ③ (債権総論・債権各論・判例演習)	民法Ⅴ① (判例演習)	民法Ⅵ① (判例演習)
		民法Ⅱ② (物権法・担保物権法)	民法Ⅲ② (家民法)	民法Ⅳ② (法定債権)				
		民法Ⅴ② (民法各論)	民法Ⅵ① (法定債権)					
	民訴法(8)	民事訴訟法Ⅰ② (全体)	民事訴訟法Ⅱ② (複讎訴訟・上訴)	民事訴訟法Ⅲ② (判例演習)	民事訴訟法Ⅳ② (判例演習)			
商訴法(8)	商事法Ⅰ② (会社法)	商事法Ⅱ② (会社法・商法総論・商行為・有価証券)	商事法Ⅲ② (判例演習)	商事法Ⅳ② (判例演習)				
刑事系 (必修7科目 14単位)	刑法(7)	刑法Ⅰ② (刑法総論)	刑法Ⅱ② (刑法各論)	刑法Ⅲ② (判例演習)	刑法Ⅳ② (判例演習)	刑事法総合② (刑事法総合演習)		
	刑訴法(7)	刑事訴訟法Ⅰ②	刑事訴訟法Ⅱ②					
65単位(既修者は30単位)		18単位	17単位	13単位	13単位	3単位	1単位	
法律実務基礎科目群 (必修4科目8単位を含む 5科目10単位以上選択)		リーガルリサーチ・ライティング②	リーガルリサーチ・ライティング②	リーガルリサーチ・ライティング②	リーガルリサーチ・ライティング②	リーガルリサーチ・ライティング②	リーガルリサーチ・ライティング②	
		実務法学入門②		要件事実・事実認定Ⅰ②	要件事実・事実認定Ⅱ②		公法実務の基礎B①	
							要件事実・事実認定Ⅱ②	
							民事訴訟実務の基礎②	
							刑事訴訟実務の基礎②	
							刑事法総論①	
						法曹倫理②		
						ローヤリング・クリニック②		
						エクスターンシップA①		
						エクスターンシップB②		
		海外エクスターンシップ①						
基礎法学・隣接科目群 (2科目4単位以上選択)		法哲学②	外国法の基礎②	法哲学②	外国法の基礎②	法哲学②	外国法の基礎②	
		公共政策論②	実務法曹と情報ネットワーク②	公共政策論②	実務法曹と情報ネットワーク②	公共政策論②	実務法曹と情報ネットワーク②	
プログラム		1セメ(春)	2セメ(秋)	3セメ(春)	4セメ(秋)	5セメ(春)	6セメ(秋)	
市民社会と法		●労働法Ⅰ②	●労働法Ⅱ②	●労働法Ⅰ②	●労働法Ⅱ②	●労働法Ⅰ②	●労働法Ⅱ②	
		●環境法Ⅰ②	●環境法Ⅱ②	●環境法Ⅰ②	●環境法Ⅱ②	●環境法Ⅰ②	●環境法Ⅱ②	
国際社会と法			●国際法②	犯罪被害者と法②	宗教法②	犯罪被害者と法②	宗教法②	
			●国際私法②		メディア法②	メディア法②	メディア法②	
経済社会と法				消費法②	消費法②	消費法②	消費法②	
				民事執行・保全法②	民事執行・保全法②	民事執行・保全法②	民事執行・保全法②	
				●国際法②	●国際法②	●国際法②	●国際法②	
				●国際私法②	●国際私法②	●国際私法②	●国際私法②	
		●経済法Ⅰ②	●経済法Ⅱ②	アメリカ法②	アメリカ法②	アメリカ法②	アメリカ法②	
		●倒産法Ⅰ②	●倒産法Ⅱ②	アジア世界と法②	中国法②	アジア世界と法②	中国法②	
		●租税法Ⅰ②	●租税法Ⅱ②	●経済法Ⅰ②	●経済法Ⅱ②	●経済法Ⅰ②	●経済法Ⅱ②	
			●知的財産法②	●倒産法Ⅰ②	●倒産法Ⅱ②	●倒産法Ⅰ②	●倒産法Ⅱ②	
				●租税法Ⅰ②	●租税法Ⅱ②	●租税法Ⅰ②	●租税法Ⅱ②	
				●知的財産法②	●知的財産法②	●知的財産法②	●知的財産法②	
				ビジネス法務・国際法務②	保険法②	ビジネス法務・国際法務②	保険法②	

全プログラム共通				リサーチペーパー②
				特殊テーマ講座A①
				特殊テーマ講座B②
				倒産法演習Ⅰ②
			倒産法演習Ⅱ②	
			環境法演習Ⅰ②	
			環境法演習Ⅱ②	
履修上限	44単位	44単位	36単位(44単位※)	44単位

※展開・先端科目群の配当セメスターは年度によって変更することがある。

※科目名の後の○付き数字は単位数を表す。

◎修了要件単位数(標準3年コースの場合)

表中の必修の要件を満たした上、98単位以上修得のこと。

ただし、法学既修者の場合は1年次に設置する法律基本科目群に属する35単位分の科目を一括して修得したものとみなして、63単位以上(大学院学則第18条第1項第4号)。

◎科目区分 赤字(要覧では濃い網掛け)は必修科目、●は選択必修科目、その他は選択科目。青文字(要覧では記載無し)は先行履修科目。

◎備考

1 展開・先端科目群において、司法試験の選択科目に当たる科目4単位を選択必修とする。尚、本研究科在学中に司法試験を受験する学生は、2年次終了までに司法試験の選択科目に当たる科目4単位を修得する必要がある。

2 「エクスターンシップA」と「エクスターンシップB」を併せて履修することはできない。

3 「リサーチペーパー」の研究対象は、展開・先端科目群の枠を超えて、自由に設定できる。

4 「特殊テーマ講座」を、学生は最大4科目まで履修することができる。

	法律基本科目	法律実務基礎科目	基礎法学・隣接科目	展開・先端科目	
修了単位	98単位	65単位 (5科目10単位 必修4科目8単位を含む)	2科目4単位	14単位 (選択必修4単位を含む)	28単位
		三科目群のうちから5単位以上を修得			合計33単位

※専門職大学院設置基準(平成15年文科省令第16号)第20条の8(法科大学院の履修科目の登録の上限)令和4年(2022年)4月1日施行  
「認定連携法曹基礎課程(略)を修了して当該法科大学院に入学者その他登録した履修科目の単位を当該法科大学院が定めた基準に照らして優れた成績をもって修得することが見込まれる者として当該法科大学院が認める学生については、1年につき44単位まで履修科目として登録を認めることができる。」

2 上記新カリキュラムの策定に対応して、大学院学則における所定の修得単位数を以下のように改正した。

改正前は「法務研究科の場合は103単位以上、ただし、法学既修者の場合は1年次に設置する法律基本科目群に属する33単位分の科目を一括して修得したものとみなして70単位以上」(同第18条第1項(4)号)であったが、改正後は、所定の修得単位数としては「法務研究科の場合は98単位以上、ただし、法学既修者の場合は1年次に設置する法律基本科目群に属する35単位分の科目を一括して修得

したものとみなして 63 単位以上」(同第 18 条第 1 項(4)号)とした。

上記の所定の修得単位数、授業科目等は、学則において明示され、ホームページ及び法科大学院要覧で公表されている。

3 文部科学省中教審法科大学院特別委員会(第 10 期)において「法学未修者教育の充実について第 10 期の議論のまとめ」として報告がなされたことに伴い、本学の法学未修者教育の充実にむけて、どのような教育課程、教育内容を実施することでより良い学修成果をあげることができるのかが今後の検討課題である。そのため、2021 年度から学修支援委員会に「未修者教育検討小委員会」を設けて、具体的な検討課題を審議することとした。

### 【3】2021 年度の実践の点検・評価と 2022 年度以降の方針

・2021 年度カリキュラムについては、2023 年度実施予定の司法試験の在学中受験に十分に対応できるか否か、院生が当該カリキュラムによって到達水準に到達できるか否か、さらに法学部法曹コースの教育プログラムと統合的に運用できているか、法学部法曹コースの学生のニーズに上手く適合できているかなど、検討すべき多くの課題がある。そのため、法科大学院における各種委員会(教務委員会など)及び法学部法科大学院の連携協議会等において、逐次検討した。

・新カリキュラムでは、3 年春学期終了直後に司法試験の在学中受験が想定されること、2 年次の 1 年間で司法試験に必要な判例演習と事例演習の主要部分を終える必要があり、学生の負担がより重くなることが予測される。そのため 2 年次の法律基本科目の演習におけるレポートや起案課題の調整を実施し、過度な負担とならないように工夫することとした。

・未修者教育の充実に向けて、ICT 対策(オンデマンド授業コンテンツの作成、反転授業の実施への課題等)があげられているため、未修者教育検討小委員会を中心に検討を行った。右小委員会では、①未修者に対する入学前事前研修を充実すること、②補助教員(チューター)による土曜補習の充実、③授業のオンデマンド化(反転授業や復習用動画の作成を含む)、④キャリアパスの開拓に取り組んでいくこととした。

## 基準 5 学生の受け入れ

- ・学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。
- ・学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。
- ・適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。
- ・学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

## 【1】2020年度の自己点検・評価および外部評価で課題となった事項

- 1 法学部法曹コース修了生対象向けの特別入試の円滑・確実な実施
- 2 入学定員充足率と競争倍率の増加に向けての取組みの強化

## 【2】2021年度の方針・改善計画（および中期的な改善計画）

### 1 法学部法曹コース修了生向けの特別入試の円滑・確実な実施について

2021年（2022年度入試）の入学者選抜は、法学部法曹コース修了生向けの特別入試としてL日程（7月実施）を新設した。それに加えて、従来から実施するS日程（8月実施）、A日程（9月実施）、B日程（2月実施）の4つの日程で行われる。各日程における試験区分としては、L日程ではGLP一貫型特別入学試験が、S日程ではスカラシップ入学試験・法科大学院未設置地域出身者向け特別入学試験（いずれも法学未修者試験）が、A日程では法学未修者入学試験・社会人非法学部出身者特別入学試験（いずれも法学未修者試験）、法学既修者試験、GLP開放型特別入学試験が、B日程では法学未修者入学試験・社会人非法学部出身者特別入学試験（いずれも法学未修者試験）、法学既修者試験が、それぞれ実施される。

GLP一貫型特別入学試験では、書類審査、面接審査を、GLP開放型特別入学試験では、書類審査、法律科目試験、面接審査を実施する。法学未修者試験では、書類審査、小論文審査、面接審査を、法学既修者試験では、書類審査、法律科目試験（いずれも論文式試験）、面接審査を、それぞれ実施する。出願資格、試験内容および配点、試験時間、可否の判定については、いずれも入学試験要項に具体的に公表されている。

毎年の学生募集及び入学者選抜の運営体制は、法科大学院の入試委員会及び研究科委員会によって審議・決定されており、入学試験要項に則って適切・公正に入学者選抜が実施されている。

### 2 入学定員充足率と競争倍率の増加に向けての取組みの強化について

#### (1) 現状

入学定員は28名と適切な定員が設定されているが、入学者数は、2017年度は18名、2018年度は19名、2019年度は17名、2020年度は16名、2021年度は16名であり、2021年度現在の在籍学生数は39名となっている。競争倍率と入学定員充足率は以下のとおりである。

	競争倍率	入学定員充足率
2017年度（平成29年）	2.08	0.64
2018年度（平成30年）	2.42	0.68
2019年度（令和1年）	2.83	0.61
2020年度（令和2年）	2.18	0.57
2021年度（令和3年）	2.04	0.57

#### (2) 入試説明会の実施形態について

2020年の入試説明会は、コロナ禍であることからオンラインで開催したが、2021年（2022年度入試）はオンラインと対面の併用形式で実施する。

(3) ホームページでの広報の充実

法曹志望者、入学志願者の増加を図るために、弁護士として活躍している本学修了生の状況をホームページで積極的に発信する取り組みを開始する。

**【3】2021年度の取組みの点検・評価と2022年度以降の方針**

1 GLP一貫型・開放型特別入試（L日程入試）の実施と来年度の本格的実施に向けての体制の整備  
今年度のGLP一貫型特別入試（早期卒業生向け）は、対象が早期卒業生に限定されることから志願者がおらず、L日程は実施されなかった。

その後、来年度のL日程入試の実施に当たって、面接試験の内容、法律科目試験の実施方法（内容と時間帯など）について検討を行い、A・B日程の一般入試における既修者試験との差別化を図り、法曹コースの学部生の学修状況に応じた対応を行うこととした。

2 入学定員充足率と競争倍率の増加に向けての取組みの強化について

(1) 入試説明会の実施について

2021年（2022年度入試）はオンラインと対面の複合形式で実施したこともあり、参加者数は、2020年では51名であったのが、2021年は61名に、創価大学出身者以外の参加者も2020年が10名であったのが、2021年には17名と、いずれも増加傾向となっており、オンラインでの入試説明会の有用性を示す結果となっている。

(2) ホームページでの広報の充実

2021年度は女性の修了生4名の活躍状況を発信するほか、令和3年度司法試験の合格者の紹介等を順次行った。

**基準6 教員・教員組織**

- ・ 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。
- ・ 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。
- ・ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。
- ・ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。
- ・ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

### 【1】2020年度の自己点検・評価および外部評価で課題となった事項

- ・年度中に憲法担当の藤田尚則教授が急逝したことから後任人事を急ぎょ行い、その後任として非常勤講師であった神尾将紀講師を専任教員（テニュアトラック）として2021年4月から採用することとなった。
- ・2022年度に第三者による認証評価が予定されていることから、学生支援の仕組み・実施状況等を検証・確認する。
- ・教員研修懇談会については、外部から講演者を招くことを控えて、従前から掲げている組織的な要請に対して、相互点検作業ができる内容に重点を置いて開催する。
- ・授業アンケートの回収率の向上とアンケート結果の講義へのフィードバック検証・確認する。
- ・相互授業参観の低い実施率を改善し、担当科目へのフィードバックを検証・確認する。

### 【2】2021年度の方針・改善計画（および中期的な改善計画）

- ・神尾将紀氏を専任教員・准教授として採用した。
- ・知的財産法の大楽光江講師が2021年度で定年により退職するため、後任の非常勤人事を検討する。
- ・2021年秋学期以降に自己点検委員会（分科会）を中心に第三者による認証評価に対処する体制を組む予定である。
- ・オンライン下での、有効的なアンケート実施方法を検討する。フィードバックの検証では、教員研修懇談会において、アドバイザー面談報告書とのすりあわせを行いながら、組織的に問題点の抽出に取り組む。
- ・研究科委員会で「相互授業参観の必要性と効果」について繰り返し説明して実施率の向上を図る。

### 【3】2021年度の方針・評価と2022年度以降の方針

- ・知的財産法の後任の担当者として、園部正人氏を非常勤講師として採用することとなった。
- ・ここ数年の間（とりわけ2023年度以降）に定年退職を迎える教員が複数いることから、後任の人事をすすめる必要があり、とりわけ、行政法、商法（会社法）、民事訴訟法の3科目の担当教員の後任人事については2023年度中には目途を立てておく必要がある。
- ・若手教員の育成のため、本学法学研究科博士後期課程に在学中の司法試験合格者（現職の弁護士も含む）を、法科大学院要件事実教育研究所の助教として採用し、研究・教育の支援を行っている。
- ・2021年12月に翌年の認証評価に対処する体制を整えた。

## 基準7 学生支援

- ・ 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。
- ・ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

**【1】2020年度の自己点検・評価および外部評価で課題となった事項**

これまで実施してきた学生支援を継続して実施すると共に、オンライン授業（とくにハイフレックス型授業）の円滑な実施ができる体制を整備することが課題である。

**【2】2021年度の方針・改善計画（および中期的な改善計画）**

オンライン授業の円滑な実施については、大学全体としての取組みとして施設整備面での充実が一定程度図られた。

**【3】2021年度の方針・改善計画（および中期的な改善計画）**

・学修支援委員会内に新たに設置した未修者教育検討小委員会を中心として、補助教員であるチューターとの連携を図りつつ、学生一人一人に焦点を当てる学修支援を充実させ、文部科学省が要請する未修者教育の充実のための取組み（事前研修の充実、補助教員による土曜補習の充実、反転授業や復習用動画などオンデマンド授業の実施、キャリアパスの開拓に向けた広報活動）を推進した。

・給付奨学金（牧口教育基金会奨学金・法科大学院給付奨学金等）の支給数を維持すると共に、2021年度において在籍学生の約7割が給付奨学金を受給することとなった。

**基準9 社会連携・社会貢献**

- ・ **社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。**

**【1】2020年度の自己点検・評価および外部評価で課題となった事項**

2020年度は、コロナ禍のため、十分に実施できなかったが、八王子市と連携しての「ローヤリング・クリニック」における無料法律相談、産業界との連携として行ってきた企業における「エクスターンシップ」については、引き続き取組みを継続していくこと。

その他、企業や地域社会との連携・貢献等を進める取組みについて継続して検討する。

**【2】2021年度の方針・改善計画（および中期的な改善計画）**

産業界との連携として行ってきた企業における「エクスターンシップ」については、引き続きコロナ禍のため実施することが出来ていないが、2020年度秋学期、2021年度春学期においては、八王子市と連携しての「ローヤリング・クリニック」における無料法律相談を実施することができた。

なお、2019・2020年度は上智大学法科大学院と本法科大学院が共催して（株式会社 More-Selection 協賛）「部門横断企業法務・合同説明会」を開催した。これは法科大学院で学んだ知識や培った能力などを企業法務部門で生かすため、法科大学院生に対して企業法務への就職機会を提供する目的で開催したものである。2019・2020年度はそれぞれ十数社の一部上場企業が参加した。この仕組みは、上智



大学法科大学院が経営法友会・国際企業法務協会と連携し、法科大学院協会の協力も経て「企業法務担当者と法科大学院生との交流イベント」として発展的に解消することになり、2021年度は8・9月に開催予定である。

### 【3】2021年度の取組みの点検・評価と2022年度以降の方針

- ・2019年度に設置された教育課程連携協議会では、法曹界だけでなく産業界等からも委員を迎えて開催している。
- ・なお企業法務の合同説明会については、上記のとおり法科大学院協会と経営法友会が連携して実施された。
- ・教育研究成果の社会への還元にという点については、①創価ロージャーナル第15号の刊行（2022年3月予定）、②年3回の教員研究活動報告会の実施（2021年9月6日、2022年1月7日、1月21日）、③法科大学院要件事実教育研究所の講演会の開催と要件事実教育研究所所報の出版（2022年3月予定）を行っている。